

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	株式会社リソー教育
【英訳名】	RISO KYOIKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岩佐 実次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都豊島区目白三丁目1番40号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年5月17日に提出いたしました第28期（自平成24年3月1日至平成25年2月28日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記評価の結果、平成25年2月28日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、平成25年2月28日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、平成25年11月下旬、証券取引等監視委員会の任意調査を受けたことから、当社及び当社の連結子会社である株式会社名門会において不適切な会計処理が行われた疑いが明らかとなりました。

そのため、過去の会計処理について徹底した調査を行い、不適切な会計処理の有無を明らかにし、会計処理の客観性及び信頼性を確保することなどを目的として、平成25年12月16日、利害関係のない弁護士及び公認会計士による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

平成26年2月10日付で同調査委員会より調査報告書の提出を受け、当社及び当社の連結子会社である株式会社名門会、株式会社伸芽会において売上の不適正計上が行われていた事実が判明いたしました。

かかる売上の不適正計上が行われた主な原因は以下のとおりと認識しております。

売上を過度に重視する経営方針

営業成績と連動した人事評価制度

管理部門によるチェック・監査機能の喪失

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。

本件に関する当社の対応として、平成20年2月期（第23期）以降の決算を訂正し、平成20年2月期（第23期）から平成26年2月期（第29期）第2四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、第三者委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

（1）コンプライアンス重視の経営方針の再確認

（2）組織改革によるコンプライアンス遵守体制の整備

再発防止委員会の新設

取締役会・監査役会・内部監査室の機能強化

管理部門の強化

子会社に対する経営管理機能強化

（3）社内制度の改革

人事制度の改革

内部通報制度

全役員・全社員に対する不正防止のための継続的な研修の実施

（4）業務についての改革

授業・講座に関する内容・手続の改革

退会時の手続の明確化

株式会社名門会における授業に関する改革
(5) 適切な会計システムの構築